❺通院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うと共に、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

◎通院時情報連携加算　　５０単位／月（1 回まで）

【総　　論】

当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。

なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。

【連携における留意事項】

○ 通院に同行する際は、情報提供を行う内容や情報提供を受けたい内容等を予め整理する。

○ 受診前に連絡票等を活用し、受診日時並びに同席の目的、情報提供の内容や質問事項等を書面にてメールまたは FAX 送信することで、診療時間等の効率化につながり、円滑な連携が図れる。

○ 情報提供を受けた内容については、支援経過等に記録し、必要に応じてサービス担当者会議等で情報共有を行う。

◆主治医との必要な連携には【様式4】「医師とケアマネジャーとの連絡票」を活用